

建設業のみなさんへ

—特定建設作業の実施の届出はお早めに—



次のような作業には、特定建設作業の届出が必要です。

- 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の7日前までに、法又は条例に基づく届出をしてください。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

■騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法第2条第3項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第82条第2項)

| 適用 | 特定建設作業の種類 |
|-----------------------|---|
| 法 又 は 条 例 | 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(※) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6 バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業(※※) 7 トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業(※※) 8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業(※※) |
| 条 例 | 9 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業(※) 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

(※※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く(この場合は、9で届出を行うこととなります。)

■振動に係る特定建設作業

(振動規制法第2条第3項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第82条第2項)

| 適用 | 特定建設作業の種類 |
|-----------------------|--|
| 法 又 は 条 例 | 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業(※) 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(※) |
| 条 例 | 5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。)を使用する作業 |

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

特定建設作業を伴う工事を行うにあたっては、次の基準を守ってください。

●特定建設作業を伴う建設工事を施工するときには、法律や条例に定める規制の基準を遵守してください。

(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条)

| 種 別 区域区分 | 騒 音 | | 振 動 | |
|-------------|-------|----------------|-------------|-----|
| | 基 準 値 | 1 号 | 8 5 デシベル | 1 号 |
| | 2 号 | 2 号 | | |
| 作業可能時刻 | 1 号 | 午前 7 時～午後 7 時 | | |
| | 2 号 | 午前 6 時～午後 10 時 | | |
| 最大作業時間 | 1 号 | 10時間／日 | | |
| | 2 号 | 14時間／日 | | |
| 最大作業期間 | 1 号 | 連続 6 日間 | | |
| | 2 号 | | | |
| 作 業 日 | 1 号 | 日曜その他の休日を除く日 | | |
| | 2 号 | | | |

(注) ●1号区域とは、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の一部及び用途指定のない地域の一部並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの区域内の地域で空港敷地を除く地域を指します。

●2号区域とは、工業地域のうち1号区域以外の地域その他、条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当します。

●基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における値です。

特定建設作業以外の工事の際にも周辺的生活環境には 十分配慮してください。

- 建設作業を実施される場合は、前もって周辺の住民の方に、作業内容の十分な説明を行うとともに、低騒音の機械や工法を採用するなどして、周辺的生活環境を保全するよう努めてください。
- 騒音レベルの低い機種は、国土交通省により「低騒音型建設機械」として指定されています。

詳しくは、各市町村の環境担当課までお問い合わせください。

平成 23 年 2 月現在

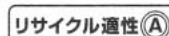
| 市町村名 | 環境担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 環境担当課 | 電話番号 |
|-------|---------------|--------------|---------|-------------|--------------|
| 大 阪 市 | 北部生活環境監視センター | 06-6313-9550 | 箕 面 市 | 環境政策課 | 072-723-2121 |
| | 東部生活環境監視センター | 06-6267-9922 | 柏 原 市 | 環境保全課 | 072-972-1501 |
| | 西部生活環境監視センター | 06-6576-9247 | 羽 曳 野 市 | 環境衛生課 | 072-958-1111 |
| | 南東部生活環境監視センター | 06-6630-3433 | 門 真 市 | 環境対策課 | 06-6902-1231 |
| | 南西部生活環境監視センター | 06-4301-7248 | 摂 津 市 | 環境対策課 | 06-6383-1111 |
| 堺 市 | 環境指導課 | 072-233-1101 | 高 石 市 | 生活環境課 | 072-265-1001 |
| 岸和田市 | 環境保全課 | 072-423-2121 | 藤井寺市 | 環境政策課 | 072-939-1111 |
| 豊中市 | 環境政策室 | 06-6858-2525 | 東大阪市 | 公害対策課 | 06-4309-3000 |
| 池田市 | 環境にやさしい課 | 072-752-1111 | 泉南市 | 環境整備課 | 072-483-9871 |
| 吹田市 | 環境保全課 | 06-6384-1231 | 四條畷市 | 生活環境課 | 072-877-2121 |
| 泉大津市 | 生活環境課 | 0725-33-1131 | 交野市 | 環境保全課 | 072-892-0121 |
| 高槻市 | 環境保全課 | 072-674-7482 | 大阪狭山市 | 生活環境グループ | 072-366-0011 |
| 貝塚市 | 環境政策課 | 072-423-2151 | 阪南市 | 生活環境課 | 072-471-5678 |
| 守口市 | 環境保全課 | 06-6992-1508 | 島本町 | 環境・産業課 | 075-961-5151 |
| 枚方市 | 環境公害課 | 072-841-1221 | 豊能町 | 環境課 | 072-739-0001 |
| 茨木市 | 環境保全課 | 072-622-8121 | 能勢町 | 地域振興課 | 072-734-0001 |
| 八尾市 | 環境保全課 | 072-991-3881 | 忠岡町 | 生活環境課 | 0725-22-1122 |
| 泉佐野市 | 環境衛生課 | 072-463-1212 | 熊取町 | 環境課 | 072-452-1001 |
| 富田林市 | みどり環境課 | 0721-25-1000 | 田尻町 | 生活環境課 | 072-466-5005 |
| 寝屋川市 | 環境政策課 | 072-824-1181 | 岬町 | 住民生活課 | 072-492-2001 |
| 河内長野市 | 環境保全課 | 0721-53-1111 | 太子町 | 生活環境室 | 0721-98-0300 |
| 松原市 | 環境予防課 | 072-334-1550 | 河 南 町 | 環境・まちづくり推進課 | 0721-93-2500 |
| 大東市 | 環境政策課 | 072-872-2181 | | | |
| 和泉市 | 環境保全課 | 0725-41-1551 | 千早赤阪村 | 住民課 | 0721-72-0081 |

最新の情報は大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課のホームページでご確認いただけます。

<http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/oto/>



環境農林水産部環境管理室交通環境課 平成23年3月発行
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階 TEL 06-6210-9588



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この冊子は2,000部作成し、一部あたりの単価は9円です。